記者発表資料

平成28年12月20日
東北地方整備局

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省東北地方整備局長は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

記

1．被処分者

（1）商号又は名称	隼（はやぶさ）電気株式会社
（2）代表者	代表取締役社長　平間修一
（3）主たる営業所の所在地	宮城県仙台市若林区大和町５－３０－２２
（4）許可番号	国土交通大臣許可（般・特－２３）第３１６９号

2．処分内容

建設業法第２８条第１項の規定に基づく指示処分

＜指示内容＞

（1）今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。

① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。

② 社内の業務管理体制の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を図ること。

③ 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。

（2）前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3．処分理由

隼電気株式会社は、青森県内、宮城県内及び福島県内で請け負った電気工事並びに宮城県内で請け負った管工事において、建設業法第３条第１項の許可を受けないで建設業を営む者と同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。

このことが、建設業法第２８条第１項第６号に該当すると認められる。

＜発表記者会：宮城県政記者クラブ、青森県政記者クラブ、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会＞

＜問い合わせ先＞

国土交通省　東北地方整備局	電話　022（225）2171（代表）
建政部　計画・建設産業課長	佐藤（さとう）　孝（たかし）　（内線6121）
建政部　計画・建設産業課　建設専門官	細川（ほそかわ）　和彦（かずひこ）　（内線6142）

＜参　考＞

建設業法（抄）（昭和24年5月24日法律第100号）

（建設業の許可）
第3条
建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業しようとする場合にあつては**国土交通大臣の**、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する**都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りではない。**
（以下省略）

（指示及び営業の停止）
第28条
国土交通大臣又は都道府県知事**は、**その許可を受けた建設業者が**次の各号のいずれかに該当する場合**又はこの法律の規定（第19条の3、第19条の4及び第24条の3から第24条の5までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の7第1項、第2項及び第4項を含む。第4項において同じ。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下この条において「履行確保法」という。）第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反した場合**においては、当該建設業者に対して、必要な指示ができる。**特定建設業者が第41条第2項又は第3項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一　建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。
二　建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。
三　建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。
四　建設業者が第22条の規定に違反したとき。
五　第26条第1項又は第2項に規定する主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき。
六　**建設業者が、第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき。**
七　建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき。
八　建設業者が、情を知つて、第3項の規定により営業の停止を命ぜられている者又は第29条の4第1項の規定により営業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結したとき。
九　履行確保法第3条第1項、第5条又は第7条第1項の規定に違反したとき。

2　（省略）

3　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第1項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4～7（省略）

建設業法施行令（抄）（昭和31年8月29日政令第273号）

（法第3条第1項ただし書の軽微な建設工事）
第1条の2
法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては千五百万円に満たない工事又は延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅工事、**建築一式工事以外の建設工事にあつては五百万円に満たない工事とする。**

2　前項の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りではない。

3　注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送賃を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを第1項の請負代金の額とする。